

兵庫県公報

平成26年6月30日 月曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

人事委員会規則 職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する規則等の一部を改正する規則	ページ 1
---	----------

公布された法令のあらまし

●職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第4号）
職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年6月30日

兵庫県人事委員会
委員長 伊藤 聡

兵庫県人事委員会規則第4号

職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する規則の一部改正）

第1条 職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する規則（平成20年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び社会貢献」を「、社会貢献等」に改める。

第1条中「職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例」を「職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例」に、「及び社会貢献」を「、社会貢献等」に改める。

第2条を次のように改める。

（大学等教育施設）

第2条 条例第3条の人事委員会規則で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条第2項に規定する短期大学（当該短期大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科（以下「専攻科」という。）を含む。）
- (2) 学校教育法第124条に規定する専修学校であって、同法第125条に規定する専門課程を置くもの（自己啓発等休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をしようとする職員が当該専門課程を履修する場合に限る。）
- (3) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により同法第83条第1項に規定する大学又は同法第97条に規定する大学院（以下「大学院」という。）に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (4) 学校教育法第83条第1項に規定する大学（当該大学に置かれる専攻科及び大学院を含む。第5条第2号において同じ。）及び前各号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

第3条中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する」を削り、「同法」を「学校教育法」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（奉仕活動）

第3条の2 条例第5条に規定する人事委員会規則で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)

(2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

(自己啓発等休業の承認の申請)

第3条の3 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修(法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。)又は国際貢献活動(同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。)の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請)

第3条の4 自己啓発等休業の期間の延長の申請は、延長をしようとする期間の末日を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第3条の5 条例第7条に規定する人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第3条の6 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

第4条第1項中「第10条の4第2項」を「第10条第2項」に改め、同項第1号中「第8条」を「第6条」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(配偶者が外国に滞在する事由)

第5条 条例第10条の2の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(2) 学校教育法第83条第1項に規定する大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学

(3) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の外国での勤務及び前2号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会が定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第6条 配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中における配偶者の外国での勤務又は前条各号に掲げる事由(第8条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。)を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請)

第7条 配偶者同行休業の期間の延長の申請は、延長をしようとする期間の末日を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第8条 条例第10条の5に規定する人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年人事委員会規則第4号)第17条第6号及び第7号に掲げる場合における休暇を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第5号中「職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例」を「職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例」に、「又は自己啓発等休業」を「若しくは自己啓発等休業」に改め、「場合」の右に「又は自己啓発等休業条例第10条の2の規定により配偶者同行休業を始め、若しくは配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合」を加え、同条第4項中「自己啓発等休業をし」の右に「、自己啓発等休業条例第10条の2の規定により配偶者同行休業をし」を加える。

第30条の2第1項第3号、第30条の3第2項第2号及び第30条の4第2項中「自己啓発等休業をし」の右に「、自己啓発等休業条例第10条の2の規定により配偶者同行休業をし」を加える。

第37条第6項第3号中「自己啓発等休業をした期間」の右に「、自己啓発等休業条例第10条の2の規定により配偶者同行休業をした期間」を加え、同条第21項第6号中「及び自己啓発等休業条例」を「、自己啓発等休業条例」に改め、「自己啓発等休業をした期間」の右に「及び自己啓発等休業条例第10条の2の規定により配偶者同行休業をした期間」を加える。

第37条の2第1項第1号及び第2項第1号中「及び自己啓発等休業条例」を「、自己啓発等休業条例」に改め、「自己啓発等休業をしていた期間」の右に「及び自己啓発等休業条例第10条の2の規定により配偶者同行休業をしていた期間」を加える。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項第5号中「職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例」を「職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例」に、「又は自己啓発等休業」を「若しくは自己啓発等休業」に改め、「場合」の右に「又は自己啓発等休業条例第10条の2の規定により配偶者同行休業を始め、若しくは配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合」を加え、同条第4項中「自己啓発等休業をし」の右に「、自己啓発等休業条例第10条の2の規定により配偶者同行休業をし」を加える。

第29条の2第1項第3号、第29条の3第2項第2号及び第29条の4第2項中「自己啓発等休業をし」の右に「、自己啓発等休業条例第10条の2の規定により配偶者同行休業をし」を加える。

第43条第4項第3号中「自己啓発等休業をした期間」の右に「、自己啓発等休業条例第10条の2の規定により配偶者同行休業をした期間」を加え、同条第19項第6号中「及び自己啓発等休業条例」を「、自己啓発等休業条例」に改め、「自己啓発等休業をした期間」の右に「及び自己啓発等休業条例第10条の2の規定により配偶者同行休業をしていた期間」を加える。

第43条の3第1項第1号及び第2項第1号中「自己啓発等休業をしていた期間」の右に「、自己啓発等休業条例第10条の2の規定により配偶者同行休業をしていた期間」を加える。

(職員等の寒冷地手当に関する規則の一部改正)

第4条 職員等の寒冷地手当に関する規則(昭和39年兵庫県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正

する。

第7条第7号中「職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例」を「職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例」に、「により自己啓発等休業」を「による自己啓発等休業又は同条例第10条の2の規定による配偶者同行休業」に改める。

（職員の大学院派遣研修費用の償還に関する規則の一部改正）

第5条 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する規則（平成19年兵庫県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第5号中「自己啓発等休業をした期間」の右に「、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第3条第1項若しくは地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をした期間」を加える。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。